

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

資料 5

基本 施策	施策の方向	3期の 施策番号	施策	内容	担当課（順不同）	令和7年度 事業計画
1 安心して出産・子育てができる環境づくり	①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援	[1]	妊娠期からの切れ目のない伴走型支援	妊娠期から切れ目のない伴走型相談支援を継続し、出生後は新生児訪問や乳幼児健康診査や各種相談などを通じて、育児や子育てに悩む人への相談支援を行います。また、（仮称）彦根市こども家庭センターをはじめとした各関係機関の体制充実および連携強化を図ります。	母子保健課	母子健康手帳交付時にパンフレットを用いて妊娠期から子育て期の母子保健サービス（乳幼児健康診査や各種相談等）について説明を行い相談先について情報提供を行う。また、妊娠8か月頃には全数電話面談を実施し、希望者には助産師または保健師の面談を実施する。関係機関と連携しこども家庭センターの相談支援体制を構築する。
		[2]	母子健康手帳の交付・活用	母子健康手帳交付の面談時に妊娠・出産・育児についてのパンフレット等を用いて情報提供を行います。面談では、安心・安全なお産が迎えられるよう、睡眠や食生活、喫煙や飲酒をやめること、歯科健診の重要性などについて啓発します。	母子保健課	母子健康手帳交付時におたずね票の回答内容を基に専門職（助産師や保健師）が睡眠や食生活等について保健指導を行う。また、喫煙や歯科健診については、パンフレット用いて説明を行う。
		[3]	妊産婦健康診査の実施	妊娠期の異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、妊婦が安心して妊娠・出産ができるように妊産婦健康診査費用の助成を行います。併せて、産後間もない時期の産婦に対して、産婦健康診査の費用を助成し、産後の母子に対する支援を行います。	母子保健課	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査について説明し、適切な時期に妊産婦健康診査を受けられるように指導を行う。また、令和7年8月から妊娠届出時以前に流産・死産等をされた方の産婦健康診査費用助成を行う。
		[4]	個別相談、個別訪問の充実	妊娠、出産、子育て期のすべての保護者等が気軽に悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面談など相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて保健師や助産師などによる訪問指導や訪問支援が受けられる体制の充実を図ります。	母子保健課 こども若者支援課	母子健康手帳交付時にリーフレットを配布し、妊娠期から子育て期にかけて相談の窓口を紹介する。必要時、地区担当保健師と顔つなぎを行い妊娠期から訪問等を行い継続的な支援を行う。 家庭の持つ課題やニーズに加え、家庭そのものの在り方が多様化しており、相談対応に当たっては福祉的な専門知識に加え、多様な知識が必要な状況である。 課題の解決には、ソーシャルワークを適切に行うことで地域資源を活用してだけでなく、地域資源の開発を併せて検討していきます。
		[5]	支援が必要な妊産婦への対応とフォローの充実	こころや身体健康面で問題を抱える保護者への早期対応とフォローのため、医療機関や関係機関との連携を強化します。また、産後ケア事業により、医療機関等において、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。	母子保健課	産科医療機関からハイリスク連絡があった際には、医療機関と連携を取りながら妊産婦への訪問等の支援を行う。訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を実施し、産後うつ等で支援が必要な場合、専門医療機関へつなぐなど、継続的な支援を行う。産後ケア事業では、地区担当保健師が利用希望者と面談し、母子の状況を確認した上で、施設へ情報共有し、充実したケアが受けられるように支援する。

		[6]	不妊・不育に悩む人への支援	誰もが安心して不妊や不育症の検査や治療ができるよう不妊や不育の相談事業を行う不妊専門相談センターを周知し、利用促進を図ります。また、不妊に悩む方に対し、不育症の検査および治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	母子保健課	不妊症・不育症の相談窓口等について、広報やホームページで周知を行う。また、不育症に悩む方に対し、不育症の検査および治療に係る費用の一部を助成し、助成申請時や不妊症・不育症の相談があった際には、不妊専門相談センターの周知を行う。
②身近で安心できる医療の充実		[1]	定期的な会議、情報交換による連携	地域医療体制の確保・充実に図りつつ、医療機関との連携を強化するため、会議や情報交換の機会を積極的に設けます。	健康推進課	医師会の理事会等に出席し、湖東圏域の休日等の医療体制について協議を行う。また、彦根保健所等とも連携し、湖東のみならず湖東湖北圏域での連携についても強化を図る。
		[2]	休日・夜間診療の維持	関係機関との協議、調整により、休日・夜間診療が維持できるよう働きかけます。	健康推進課	運営委員会、調整会議、各市町の休日急病診療所との意見交換の場を持ち、繁忙期(年末年始)の体制、新型コロナウイルス等の検査体制について検討を行う。また、休日急病診療所の経営についても分析および検討を行う。
		[3]	小児救急医療体制の維持	病院に勤務する小児科専門医などが不足し、小児科救急医療体制の確保が困難な中、関係機関との協議や調整を図り、その体制を維持します。	健康推進課	小児救急は現状彦根市立病院および長浜席十井病院の2病院に委託している。この状況を維持すべく、医師の確保等を行っていく。
①乳幼児の発達への支援		[1]	新生児訪問、乳幼児健康診査などの早期発見	助産師、保健師による妊産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関による支援のコーディネートを行います。	母子保健課	生後4か月頃までの乳児がいる家庭を助産師または保健師が全数訪問し、個々のニーズに応じたよりきめ細かな保健指導を行い、児の身体の異常や病気の早期発見・早期治療、産婦の育児不安の軽減・産後うつ等の早期発見につなげ、必要に応じて専門機関へつなげ、継続的な支援を行う。乳幼児健康診査において支援が必要な母子に適切な指導を行い、必要時には地区担当保健師や他の相談につなげ継続支援を行う。
		[2]	乳幼児健康診査の充実	子どもの発達段階に応じた乳幼児健康診査および歯科健診について受診を促すとともに、市民のニーズ把握や育児不安の軽減に努めるため充実を図ります。	母子保健課	子どもの発達の節目である時期に乳幼児健康診査を実施し、健やかな成長を促すための啓発やニーズに応じた個別指導を充実させ、育児不安軽減を図る。また適切な時期に受診ができるよう、未受診者に対し受診勧奨を行う。
		[3]	予防接種の推進	子どもを疾病から守るため、引き続き正しい知識の普及や適切な接種時期の啓発を行い、接種率向上を図ります。	健康推進課	予防接種法に基づく予防接種の実施および接種勧奨を行い、市民に対して正しい知識の普及啓発を行うとともに、接種機会を提供する。また、制度の変更や特例接種、臨時接種となった場合等、市民に周知し接種を促す。
		[4]	発達を支援する教室の充実	乳幼児の心身発達の支援や親子のふれあいを育む育児指導を行う、各種教室の内容を充実します。	母子保健課	各種乳幼児健康診査および相談等において精神発達面につまずきが認められる幼児(保育園、幼稚園または地域療育教室のいずれにも通所していない者)を対象に、対象児への適切な関わり方や育児を考える場として子育て教室を実施することにより、対象児の健全な発達の促進およびその保護者の不安および悩みの軽減を図る。必要に応じて、発達支援センターでの療育教室へ案内を行う。
		[5]	個別相談、個別訪問の充実	心身発達の支援のため、保健師、管理栄養士、発達相談員などが、専門的立場で発育・発達・育児などについての適切なアドバイスを行い、個別相談の充実を図ります。また、支援を必要とする子育て家庭が増加傾向にあることを踏まえ、乳幼児健康診査の未受診児や要支援児をはじめとした、支援が必要な乳幼児や保護者について個別訪問の充実を図ります。	母子保健課	保健師・助産師・管理栄養士による乳幼児個別相談を実施し、児の成長発達に関する相談や育児相談について、必要な指導および助言を行う。乳幼児健康診査等の結果、精神発達面につまずきがみられる児とその保護者に対して発達相談につなげる。乳幼児健康診査において個別指導を充実させ、フォローが必要な場合は地区担当保健師や他の相談につなげる。また、健診未受診者に対して早期に実態を把握できるよう努める。

2 親子の健康への支援

②保護者への支援	[1]	乳児家庭への訪問	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	母子保健課	全数訪問を目指し、個々のニーズに応じたきめ細かな保健指導を行う。引き続き、育児不安の軽減や産後うつ等の周知についてパンフレットを活用していく。全数訪問をするため、母子健康手帳交付の面談時に、出産後の新生児訪問依頼書の提出について説明し、周知を徹底する。また、出産後、新生児訪問依頼書の提出がない人には、勧奨の電話を全数行う。
	[2]	保健指導の充実	子育て期の保護者に対して、食生活や生活リズム、う歯予防などの生活習慣の見直しや子どもの健全な発育を支援するため、個別指導、健康教室、健康診査などあらゆる機会を通して啓発・指導の充実を図ります。	母子保健課	乳幼児健康診査にて従事している専門職と連携を取りながら、食生活やう歯予防の啓発・個別指導の充実を図る。
	[3]	精神面のフォローの充実	保護者が子育てにおけるストレスや悩みを解消でき、積極的に子育てができるよう支援します。また、産後うつ病の早期発見・対応のため、新生児訪問などでエジンバラ質問票などのツールを活用し、精神面でのフォロー体制の充実を図ります。	母子保健課	生後4か月頃までの全数訪問を目指し、個々のニーズに応じたきめ細かな保健指導を行う。訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を実施し、産後うつ等で支援が必要な場合、専門医療機関へつなぎ、継続的な支援を行う。
	[4]	支援の必要な保護者への対応	外国籍の保護者やひとり親家庭、極低出生体重児や障害のある子どものいる家庭など、細やかな支援が必要と思われる保護者に対し、訪問や相談を通じて個別に対応します。	母子保健課	乳幼児健診や乳幼児個別相談、家庭訪問等において、個々のニーズに応じたきめ細かな保健指導を行い、支援が必要な場合、専門医療機関や関係機関につなぎ、継続的な支援を行う。
	[5]	保護者の健康面に対する専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる健康相談や訪問指導を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	健康推進課	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい環境づくりと受診行動につながるような取組を行う。また、保健師等による健康相談や訪問指導を実施する。
	[1]	こどもすこやか21の周知・啓発	規則正しい生活習慣への啓発を行うとともに、子どもたちの健康づくりのための指標を定め、計画的に取り組めます。	学校教育課	基本的な生活習慣「食事、睡眠、排泄、清潔、衣服の着脱」といった基本的な生活習慣が、成長に不可欠であり、そういったことを子どもの頃に身につけることで、将来的な生活習慣の乱れを防ぎ、強いては生涯にわたる健康の基礎を作ることになることを理解させる。
	[2]	性に関する指導と知識の普及	生命の大切さなどを含めた、体系的な性に関する指導を学校において推進します。また、避妊や性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課	学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動が取れることを目的に実施する。体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導する。
	[3]	健康管理と生活習慣指導	養護教諭と保健師などの連携体制を確立し、学校保健の充実を図るとともに、子ども自身が健康の増進を図るため、栄養や運動、生活リズムに関する教育を進めます。	母子保健課 学校教育課	学校における栄養や運動、生活リズムの啓発状況や指導状況を把握し、児童に対する啓発内容や方法を検討していけるようにするため、養護教諭との情報交換や学校保健委員会への出席などを行う。 各校、または中学校ブロックで開催する学校保健委員会にて「生活習慣（運動・食育・睡眠）」等をテーマとし、実態把握や研修を開催する。また、学校保健委員会での協議・研修内容を保健だより等に掲載し、家庭と連携した取組を進める。
	[4]	命の大切さや妊娠、出産の正しい知識の普及啓発	中学校保健体育・小学校体育保健領域や学級活動などで、命の大切さについて学習します。また、学校における性に関する指導を充実し、児童・生徒が思春期におけるこころと身体の発達について理解し、性と生命を尊重する気持ちを育成します。	学校教育課	性に関する正しい知識と、生命の始まりの奇跡、さらに、自己肯定感や他者への尊重の心を育む。具体的な取り組みとしては、助産師や専門家などの外部講師による「いのちの授業」を実施し、受精卵の大きさや妊娠期間中の胎児の成長、出産がいかに奇跡的なプロセスであるかを伝え、全ての命が大切であることを理解させる。

③学齢期・思春期のころと体の健康づくり	【5】	適切な栄養の摂取による健康の保持増進	保育所対象に、毎月、給食標準モデル献立表を作成するとともに、簡単クッキングを通じて、食育の推進を図ります。また、乳幼児健康診査や乳幼児個別相談、栄養相談では、大人も含めた個々のライフスタイルに応じた食生活の改善につながる指導を行います。 小・中学校では、学校給食において栄養バランスのとれた食事を提供します。	幼児課	行事食や郷土食、旬の食材等を取り入れた献立案を作成する。園で実施するクッキングでは、衛生面、感染対策を徹底し、安全で楽しめる調理実習を行う。	
				健康推進課	栄養相談は広報ひこねや医療機関でのポスター設置等により周知を行い、定例的に実施する。	
				母子保健課	保健師・助産師・管理栄養士による乳幼児個別相談を実施し、児の成長発達に関する相談や育児相談について、必要な指導および助言を行う。 乳幼児健康診査にて離乳食教室や個別指導をとおしてより良い食生活につながるよう指導を行う。	
				学校給食センター	引き続き、小・中学校においては、学校給食で栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、栄養価については献立表で情報提供を行う。献立表は保護者へアプリ等で配信するとともに、彦根市ホームページにも掲載する。	
	【6】	望ましい食習慣や生活習慣を形成するための啓発	各保育所等を訪問し、栄養指導を行い、食習慣や生活習慣を整えるための啓発を行います。また、乳幼児健康診査などの様々な機会を活用し望ましい生活習慣について継続的に啓発します。小・中学校では、保護者や学校医などが、医療機関や学校と連携を図りながら、生活習慣病予防対策事業の取組を進めます。	幼児課	子どもたちに栄養バランス、生活習慣、食事マナーなどの保健・栄養指導を実施する。	
				母子保健課	乳幼児健康診査にて離乳食教室や個別指導をとおして食習慣や生活リズムについて指導を行う。また、離乳食教室にて離乳食のチラシを配布し啓発する。	
	【7】	喫煙・飲酒・薬物対策	タバコやアルコールの害についての教育を強化します。また、覚醒剤や薬物乱用の害についての指導を徹底強化します。	少年センター	啓発活動:小・中学生児童生徒向けの非行防止教室	
学校教育課				小学校6年生「保健」や中学校「保健体育」で学習し、自らの生活習慣の課題等を考える機会とする。「薬物対策」については薬物乱用防止教室として全中学校と一部の小学校で実施する。また、専門的な知識を持つ外部講師等の活用を計画している学校もある。		
3 共働き・子育ての推進	①家庭・企業・事業所に対する啓発	【1】	家族の育児参画を促すための支援	妊婦やその家族が妊娠・出産・育児などについて学び、親としての自覚を高め、家族の育児参画を促すため、妊娠期から伴走型相談支援を実施します。	母子保健課	母子健康手帳交付時に助産師・保健師による面談を全数実施し、妊娠に伴う不安やサポート状況を確認し、必要な支援へ繋げるよう支援する。妊娠8か月頃には全数電話を実施し、妊婦やその家族の不安に寄り添いつつ適切な支援との連携を行い、出産後の見通しや育児の心構えを配偶者やパートナーにも持ってもらうよう、必要な方へ個別面談（バママ教室含む）を実施する。
		【2】	制度の普及・啓発	就労と子育てを両立できる環境づくりを促進するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進、労働時間短縮、フレックスタイム制などの柔軟な働き方の導入、男性の育児休業を含むその他の休暇の円滑な取得など、市広報やセミナー、相談支援などあらゆる機会を通じ、市民・企業に対して情報提供、啓発活動を行います。	企画課	企業アンケート送付時に男女共同参画地域推進員による出前講座を周知・受講を促すほか、講座や研修会で「働き方改革」「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」を啓発します。11月の「仕事と生活の調和推進月間」には広報やホームページ、市役所パネル展示で理解促進を図ります。
		【3】	仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりの促進	従業員の多様な働き方に理解を示し、従業員が働き続けやすい職場環境を整えるため、「イクボス宣言」の取組の啓発を行います。 また、女性の能力を活用している場合はもとより、仕事と家庭の両立を支援、働きやすい職場づくり等積極的な取組を行っている企業等を、男女共同参画推進事業者として表彰し、併せて、広報ひこねや市のホームページなどで公表します。	企画課	「イクボス宣言」の啓発をパネル展や出前講座、企業間取りの機会に実施します。また、仕事と家庭の両立支援や女性活躍、働きやすい職場づくりに取り組む事業者や団体を表彰し、広報やホームページ、市役所で紹介し周知を図ります。

基本目標Ⅱ すべての子ども・若者が希望をもって成長できるまちづくり

基本 施策	施策の方向	3期の 施策番号	施 策	内 容	担当課（順不同）	令和7年度 事業計画	
1 幼児期の教育・保育の充実	①就学前の教育・保育の充実	【1】	教育・保育の充実	保育士等の資質向上をめざし、市内保育施設すべてを対象に各種研修を開催し研鑽を図ります。公立園、民間園、保育所や幼稚園など、どこに在籍していても質の高い保育・教育が受けられるよう、「彦根市幼児教育カリキュラム」の検証を行い内容の充実を図ります。	幼児課	【保育士等の資質向上に向けた研修】 人権研修（年3回）保育内容研修（年6回）家庭支援研修（年3回） 【ステージ研修】 管理職マネジメント研修 中堅職員研修 1～3年目職員研修 【「彦根市幼児教育カリキュラム」の検証】 前回の見直しから4年経過し、保育現場の状況も変化してきているため、各園の代表者が集まり検証を行う。（年度内検証）	
					幼児課	【就学期教育推進協議会】 協議会（年3回） 保・幼・小の連携の会（年2回）の運営 【架け橋期カリキュラムの作成】 保・幼・小の連携の会において、カリキュラムのための協議・作成（年度内作成）	
		【2】	小学校との連携	令和4年～令和6年に城東小学校区で取り組んだ「架け橋プログラム」での成果をもとに、保幼小連携の会を通じ校区ごとに接続期カリキュラムの見直しを適宜行い、保育所・幼稚園・こども園と小学校との接続のさらなる推進を図ります。	学校教育課	令和4年から6年の「架け橋プログラム」の成果を活かし、「保幼小連携の会」を定期的に開催します。各校園の現状と課題を共有し、子どもたちの成長に合わせた接続期カリキュラム「共通シート」を作成し、適宜見直すことで、円滑な就学を支援します。	
					幼児課	【人権研修（年3回）】 （第1回）子どもの人権 （第2回）部落差別（現地研修） （第3回）LGBTQ 男女共同参画 【人権教育訪問】 公立幼稚園・こども園訪問（学校支援・人権・いじめ対策課）	
		【3】	人権教育・保育の推進	妊娠、出産、子育て期のすべての保護者等が気軽に悩みや不安を相談できるよう、電話や窓口、面談など相談体制の充実を図ります。また、必要に応じて保健師や助産師などによる訪問指導や訪問支援が受けられる体制の充実を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課	人権教育にかかる各種研修会および講座等への積極的な参加を促すと共に、園内人権教育研修会の深化充実に取り組み、教職員の人権感覚の高揚と知識理解を深める。 また、人権教育ならびに生活指導にかかる幼稚園・こども園訪問を行い、保育職場の教職員の指導力、実践力および資質の向上に取り組む。	
					幼児課	【高校生保育体験】 7月下旬から8月末までの期間のうち、1日から5日保育所保育体験を実施 【保育士等養成校訪問】 養成校を訪問し、市内保育所等の情報提供 就職に向けたPR 【求人情報登録制度】 求人募集の園情報を登録者にメールにて提供 HPやLINEにて登録制度についての情報発信 【ステージ研修】 管理職マネジメント研修（8月）和洋女子大学 矢藤誠慈郎氏 中堅職員研修（12月～2月）・座談会 1～3年目職員研修（12月～2月）・座談会	
		【4】	保育士・幼稚園教諭の人材確保	高校生等の「保育体験」を開催し保育士をめざすきっかけづくりや、「求人情報登録制度」による潜在保育士の就職に向けた就労支援等を行い、保育人材確保を図ります。また「管理職マネジメント研修」をはじめとするステージ研修を行い、保育者すべての専門性と感覚のスキルアップを図り、安心して勤められる持続可能な職場環境づくりを行います。	幼児課	【高校生保育体験】 7月下旬から8月末までの期間のうち、1日から5日保育所保育体験を実施 【保育士等養成校訪問】 養成校を訪問し、市内保育所等の情報提供 就職に向けたPR 【求人情報登録制度】 求人募集の園情報を登録者にメールにて提供 HPやLINEにて登録制度についての情報発信 【ステージ研修】 管理職マネジメント研修（8月）和洋女子大学 矢藤誠慈郎氏 中堅職員研修（12月～2月）・座談会 1～3年目職員研修（12月～2月）・座談会	
					幼児課	【高校生保育体験】 7月下旬から8月末までの期間のうち、1日から5日保育所保育体験を実施 【保育士等養成校訪問】 養成校を訪問し、市内保育所等の情報提供 就職に向けたPR 【求人情報登録制度】 求人募集の園情報を登録者にメールにて提供 HPやLINEにて登録制度についての情報発信 【ステージ研修】 管理職マネジメント研修（8月）和洋女子大学 矢藤誠慈郎氏 中堅職員研修（12月～2月）・座談会 1～3年目職員研修（12月～2月）・座談会	
		②教育・保育環境の整備	【1】	保育所・こども園の施設整備	減少する1号ニーズと増加する2・3号ニーズへの対応と、保育施設の老朽化対策として公立幼稚園の再編とこども園化を進めます。また、民間保育所等においては、安心・安全な保育環境の維持をめざし、長寿命化を見据えた老朽化対策への支援を行います。	幼児課	公立園の中で最も老朽化が進んでいる城北幼稚園について、民設民営によるこども園化のためのプロポーザルを実施する。また、民間保育所1園について、施設の改築および大規模修繕に対し国庫補助金を活用した支援を行う。

③多様な保育サービスの充実	【1】	地域子ども・子育て支援事業の充実	すべての子育て家庭を支援するため、未就学児の保護者が利用できる「一時預かり保育」「子育て短期支援事業（ショートステイ）」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」や保護者の就労、疾病等の理由により利用できる「病児・病後児保育」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。	幼児課	一時預かり事業を継続利用ができるように保育所等利用案内等で周知を行う。乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を令和8年4月から実施できるよう整備を進める。また、湖東定住自立園事業として、病児保育室「こあら」による病児保育事業を継続して実施する。
①確かな学力の育成	【1】	学校教育における学力保障	学力保障のための少人数の指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を各校で実施します。	学校教育課	学力保障のための少人数や習熟度別の指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を各校で推進します。
	【2】	学力補充教室の拡充	各小中学校の状況に応じて、希望者に学力向上に向けた補充学習を実施します。	学校教育課	各小中学校の状況に応じて地域人材も活用し、希望者に放課後の時間を利用した補充学習を実施します。
②学校教育環境の整備	【1】	教職員の連携・研修や情報交換	教育指導の方法・内容の改善策など、教職員が互いの連携のもとに問題解決に速やかに取り組めるよう、研修機会の充実や情報交換の場づくりを進めます。	学校教育課	学ぶ力向上の取組に関わって、伴走訪問として担当が各校を訪問し、現状を把握し、今後の取組への助言を行います。また、2学期からは県教委担当者とともに授業参観を行い、その後の授業研究会で指導助言を行い、指導力の向上を図ります。
				学校支援・人権・いじめ対策課	毎年実施している生徒指導の研修会や外国人児童生徒等支援に関する研修会に加えて、希望者が参加できる自主参加型のオンライン研修を実施することで、指導方法や事案対応についてのスキルアップを図る。
	【2】	子ども読書活動の推進	子どもの読書環境の整備、読書活動への支援を図ります。また、学校図書館図書蔵書の充実を図ります。	学校教育課	全ての小中学校に、学校司書として読書活動支援員を配置し、学校図書館をはじめとする読書環境の整備、読書活動への支援を図ります。
				教育総務課	学校図書館の蔵書の充実を図るために必要な図書購入費用等を各校へ予算措置する。
				図書館	調べ学習、読書活動を支えるサービスとして、学校への団体貸出を行う。また、図書館内で、教科書で紹介されている本の展示・貸出を行い、学びの広がりや深まりにつながる支援を進める。
	【3】	家庭・地域への啓発	時代の変化に柔軟に対応し、学び続けるために重要な「非認知能力」を身につけることをめざして、「ひこねっこ ころそだての6か条」を新たに提言し、学校・園等と家庭・地域が一体となった取り組みを推進していきます。	学校教育課	地域とのつながりの中で体験的に学ぶ「社会とつながる協働的な学び」の充実を図ります。子ども主体の授業への転換のため、子どもが主語となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行います。「ひこねっこ ころそだての6か条」に基づき、幼児期の非認知能力や「学びの基礎」をつないで伸ばす幼保小接続と小中連携の充実を図り、生きる力を育む教育を推進します。
【4】	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる学校支援	スクールソーシャルワーカーの配置・派遣を拡充し、児童・生徒や保護者、教職員を支援するとともに、スクールカウンセラーを各学校に派遣し、児童・生徒のこころの問題の解決に取り組めます。	学校支援・人権・いじめ対策課	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを全小中学校に派遣し、児童生徒や保護者、教職員の支援に取り組むとともに、研修を実施することにより、教職員の資質向上に寄与する。	
【5】	地域学校協働本部事業の推進	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動を通じ、地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課	令和6年度、市内全小中学校に学校運営協議会制度の導入が完了した。地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に向け、「連携・協働する活動」であることへ意識を変えていけるよう支援する。また、地域学校協働活動推進員のコーディネートのもと各校の多様な活動がさらに展開できるよう支援に努める。	

2 学校教育の充実

③子どもの生きる力の育成に向けた教育の充実

[6]	学校での安全管理体制の強化	小・中学校の安全管理体制の強化や、職員への防犯意識の向上を図ります。また、子どもたちの発達段階に応じた安全教育を推進します。	学校教育課	各校において地震・風水害・原子力災害についての学校管理マニュアル（学校防災マニュアル）や不審者対応マニュアルを作成し、年間3回以上の避難訓練を実施します。また、避難訓練の一環として、不審者侵入対応訓練の実施や、交通教室の実施によって、防犯および交通安全への意識を高めます。
[7]	学校教育施設の整備	彦根市学校施設等適正管理計画に基づき、小・中学校において老朽化対策として各所改修を行い、教育環境の充実をめざします。	教育総務課	彦根市学校施設等適正管理計画に基づき、小・中学校において老朽化対策として各所改修を行い、教育環境の充実をめざします。
[1]	学校教育の充実	自立して学び続ける学習者の育成をめざし、学校、家庭、地域が連携して協働的な学びを実現し、個に応じた多様な教育、国際理解教育や英語教育、多文化共生教育、福祉教育・学習、人権教育を推進することで、未来を生き抜くために必要な「生きる力」を育みます。	学校教育課	地域の資源や人材を活用し、児童生徒が体験を通して共に学び合う学習環境を整備し、各種教育を推進します。
			学校支援・人権・いじめ対策課	園・小・中・関係機関等との連携を充実させ、各中学校ブロック内での実践的な研究を実施すると共に、子どもの成長の長期的なみとりに行う。
			人権政策課	各学年や年代、教育目標に応じて、多種多様な参加型学習教材を用いた国際理解教育講座を出前講座として年間15講座開催する。
[2]	学校教育の場での体験の充実	児童生徒の体育活動の振興を図るため、各種体育行事（大会）への選手派遣に対し補助を行うとともに、各中学校部活動に対する支援を行います。また、文化庁や県・市が実施する芸術体験事業を周知し、子どもたちが体験する機会を提供します。	学校教育課	児童生徒が多様なスポーツや文化芸術に触れ、心身ともに健やかに成長できる環境を整備します。また、各種大会や芸術体験への参加機会を増やし、子どもたちの能力を伸ばすとともに、自己肯定感を育みます。さらに学校、地域、家庭が連携し、子どもたちの活動を多角的に支援する体制を構築する。
[3]	自然体験学習の推進	琵琶湖岸や河川、里山の多様な動植物にふれる自然体験学習を推進し、本市の自然環境の保全を担う未来の人材を育成します。	学校教育課	子どもたちが地域の自然環境に直接触れ、その多様性や大切さを肌で感じ、学ぶ機会を提供します。また、体験学習を通じて、自然環境と人間との関わりを理解し、環境保全への意識を高めます。そして将来、地域の自然を守り、育てていく人材を育成する。
[4]	食育の推進	「ひこね元気計画21（第4次）」に基づき、健康教室や保育所・幼稚園・こども園・学校等を通じて保護者や子ども自身に対し食育を推進します。また、子どもが食に関して学ぶ機会を提供し、関係者が互いに連携しながら取組を進め、地域や家庭などで実践につながることをめざします。	幼児課	子どもたちを対象に、保健・栄養指導を実施し、指導内容に関するおたよりを保護者に配布する。毎月発行の食事だよりにて、食中毒や旬の食材など、その時期に応じた情報を周知する。
			学校給食センター	食育だよりを作成し、保護者へアプリ等で配信する。また、給食時間に読み上げる放送資料「ひとくちメモ」を作成し、各学校へ配布する。これらの資料には、食文化、地産地消、生活リズム等のテーマを掲載する予定である。
			健康推進課	令和6年3月に改訂した「ひこね元気計画21(第4次)」に基づき、「彦根市食育推進委員会」を年2回開催し、構成団体同士の取り組みの共有、協働した食育啓発活動の実施を図る。
			学校教育課	生涯にわたる健やかな心身の基礎を培うことを目指し、学校教育全体で食に関する知識や望ましい食習慣を育む。栄養教諭と他の教職員が連携し、各教科と関連付けながら食育を実践する。
[5]	休日部活動の地域移行	中学校における休日部活動の段階的な地域移行を推進し、学校と社会・地域が連携して生徒のニーズに応じたスポーツ・文化活動機会の提供について、市として検討します。	学校教育課	学校単位型としての稲枝中学校区の地域クラブ活動や、競技単位型の水泳、剣道の地域クラブ活動を継続するとともに、新たに実証事業として、軟式野球部および陸上競技部において、合同練習、教室型の地域クラブ活動を展開する。
[6]	スポーツ大会などの機会の充実	近年の青少年は体力低下傾向にあることから、スポーツ・レクリエーション大会、学区スポーツ大会などに、子どもたちが気軽に参加できるよう、機会の充実を図ります。	スポーツ振興課	子どもたちがスポーツに触れ合い、楽しむ機会となるよう、学区スポーツ大会、まちなか交流フェスタ、びわスポキッズフェスティバル等を開催する。

		[7]	文化芸術にふれる機会の充実	子ども・若者が文化・芸術を発表する機会や上質な芸術にふれあう機会の充実を図り、未来の彦根の文化芸術活動をリードできる人材を育成します。また、日本の伝統文化、芸術に親しみきっかけづくりとして、指定管理者の自主事業に体験型事業の実施を求めます。	文化振興課	小学生、中学生を対象とし、短歌、俳句、詩、川柳を学ぶ夏休み文芸ワークショップを実施します。また、彦根市美術展覧会で若者の出展につなげるために、イラスト部門の新設を行います。さらに、ひこね市文化プラザの指定管理者が小学校舞台芸術鑑賞会等の自主事業を実施します。	
3 次世代の子どもたちの健全育成支援	①放課後児童の健全育成	[1]	放課後児童クラブの内容充実	希望するすべての児童が利用でき、児童および保護者が安全かつ効率的に利用できるように、学校をはじめとする関係機関との連携による適切な児童支援にて、放課後等の子どもたちの遊び・生活の支援を行います。また、特色ある保育にも取り組むことで児童の健全な成長を見守り、内容の充実に努めます。	生涯学習課	希望するすべての児童が利用できるにする。また、児童および保護者が安全かつ効率的に利用できるよう、学校をはじめとする関係機関と連携し、放課後等における子どもたちの遊びや生活を支援する。あわせて、特色ある保育にも取り組み、児童の健全な成長を見守り、内容の充実に努める。	
		②図書館などの充実	[1]	図書館や地域文庫の充実	生涯学習の拠点施設として、図書館に対するニーズの高度化・多様化に応え、図書や情報を収集・整理・提供できるよう、資料と専門職員の充実を図るとともに、新たに旧ひこね燦ばれすを（仮称）図書館中部館とする再整備事業を進め、図書館サービスの向上に努めます。また、図書館から遠い地域や子どもたちに、本を読む楽しさを伝えるため、動く図書館「たちばな号」による図書の貸出や地域文庫活動の支援を行います。	図書館	多様化する利用者のニーズに応えるため、魅力的な蔵書の維持に努める。地域の子どもの身近な本棚として、動く図書館「たちばな号」の利用の周知、地域文庫への図書の貸出を行う。
			[2]	地域総合センターの充実	各種子育て支援事業や相談業務などを通じて、子育て家庭の交流や親子のふれあいを促進するなど、地域総合センターの設備や事業の充実を図ります。	人権・福祉交流会館	随時、教育相談の受付を行い、乳幼児・保護者を対象とした「のびっこ教室」を開催する他、地域の民児協が主催する「赤ちゃん広場」に会場の提供を行い充実を図ります。
		[3]	公民館の充実	生涯学習の拠点施設として市民の多様な活動を支援するとともに、地域の子どもや若者が公民館に集えるような活動に取り組みます。	生涯学習課	生涯学習の拠点施設として、市民の多様な学習を支援するとともに、地域の子どもや保護者が参加できる取組を進めます。さらに、学校や地域団体との連携を通じて、世代を超えた交流や活動により、多様な世代が集う公民館づくりに努める。	
①子ども・若者への就労支援の充実	[1]	進学を選択しなかった子どもへの支援等の充実	子ども・若者総合相談窓口や青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」などにおいて、子ども・若者たちに個別に寄り添い、子どもたちの就業に向けた支援や職場適応と定着化の促進のため、関係機関と連携しながら支援を行います。	少年センター	「あすくる彦根」での、アセスメントを基にした、20歳までの少年に対する関係機関と連携した、個別的就労に向けた支援を実施		
				こども若者支援課	ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「子ども・若者総合相談窓口」にて相談援助を行ってまいります。		
	[2]	地域の事業所と協力し、職場体験ができる仕組みづくり	子ども・若者の働く意欲を養い職業能力の向上を図るため、短期的な就労や社会体験を積み重ね、就業や社会参画が可能になるよう事業所・関係機関などと連携して就労支援を行うとともに、地域への協力を呼びかけ、協力事業所の開拓を推進します。	少年センター	・ハローワークとの連携 ・いきがいわくワークセンターとの連携 ・障害福祉サービス事業所訪問および連携 ・彦根商工会議所訪問、協力依頼 ・受け入れ企業との連携および就労支援		
				こども若者支援課	子ども・若者の就労に向けて参加支援事業による就労意欲の向上を図るとともに、サボステや就労移行支援事業所との連携により、就労に向けた取組を行ってまいります。		
	[1]	職場体験の実施	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するために職業体験を実施します。	学校教育課	中学2年生の職場体験チャレンジウィークの実施に向けて、受け入れ事業所を確保し、キャリアアドバイザーを活用した事前・事後学習を含めた職場体験学習を実施する。		
	[2]	社会参画の促進	「二十歳のつどい」（成人式）を実行委員会形式で実施することで、若者が社会との関わりの中で目的意識をもって、大人としての自覚をもち、自立して社会参画ができるように啓発に努めます。	生涯学習課	公募により実行委員を募り、実行委員会形式で式典を実施する。彦根の良さを活かした式典を目指して企画・運営を行う中で、これからの社会で活躍する若者の郷土愛を育む。参加者には、改めて二十歳としての自分自身を見直す機会となるよう内容の充実に努める。		

4 社会参加や自立に向けた支援	②社会参加や自立に向けた意識づくり	[3]	自立に困難を有する子ども・若者の包括的な支援体制の充実	すでにある多様な相談・支援体制を充実するとともに、相互に事例を検討できる包括的な支援のネットワークづくりによって、自立に困難を有する子ども・若者一人ひとりの状況に即した対応を行います。	こども若者支援課	彦根市子ども・若者総合支援地域部会の実務者会議にて多種多様な関係機関との連携を図りながら、子ども・若者を取り巻く環境に即した支援や対応の検討を行います。	
					発達支援センター	相談・療育事業等を継続的に実施し、関係機関との連携を迅速かつ密に行う。	
						学校支援・人権・いじめ対策課	学校との情報共有を丁寧に行い、不登校(傾向)の児童生徒の状況把握に努める。また、個々の状況に応じた複数のアプローチを選択肢として提示できるよう、情報収集に努めながら、各機関との連携を強化する。
						人権政策課	国際理解教育講座のさらなる利用促進のため、市内教育機関、湖東定住自立圏の4町ヘチラシを配布するなどの情報提供を行う。
		[4]	国際理解や多文化共生を学ぶ機会の創出	若者が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。			
		[5]	ライフプランに関する学習の実施	小・中学校の教科学習等において、ライフプランに関する学習に取り組みます。また、自分の進路について考える時間や、自己決定ができるキャリア教育を充実させます。		学校教育課	「キャリアパスポート」を活用し、児童生徒が自らの学びや活動を振り返り、自己の成長を可視化することで、将来の目標を立てるための自己決定能力を育む。
		[6]	子どもの環境意識の向上	子どもの環境やごみ減量などに対する意識を高めるため、教育機関や関係団体と連携し、環境学習や自然観察会などを実施します。		生活環境課	小中学校を対象とした環境学習出前講座を実施する。また、関係団体と連携し、年間を通じて市内各所で自然観察会を開催することで、自然に親しむ機会を提供する。
	③ひきこもりへの支援	[1]	子ども・若者の居場所づくり	ひきこもりと呼ばれる状態の子ども・若者が集う場を設け、自己と向き合い、社会的な参加が可能となった若者に就労・就学を通じた自立の機会を支援します。また、関係機関が連携し、チームで支援できる体制づくりなど、本人の居場所づくりを検討します。		こども若者支援課	子ども・若者総合相談窓口で運営するサロンや通信サロンなど生きづらさを抱える若者が自由に過ごすことができる場所を設置します。
		[2]	ひきこもりやニートへの支援	ひきこもりやニートと呼ばれる問題を抱えた若者に対しては、子ども・若者総合相談窓口による個別支援に加え、ソーシャルスキルの向上や就学・就職に向けた相談、訪問、交流機会、社会参画への取組を含めたより多くの部局や機関が加わった支援体制を検討します。また、小・中学校での不登校を背景にひきこもりの状態が続く若者に対しては、教育機関と連携した少年期からの継続的な支援を行います。		こども若者支援課	彦根市子ども・若者総合支援地域部会の実務者会議にて多種多様な関係機関との連携を図りながら、子ども・若者を取り巻く環境に即した支援や対応の検討を行います。また、小・中学校での不登校におかれる児童・生徒については、子どもを取り巻く環境に課題があることが多いことから、要保護児童対策地域部会にて関係者間と連携を図りながら支援を行います。
	④ニート・フリーターへの支援	[1]	子ども・若者支援のネットワークの充実	ニート・ひきこもりと呼ばれる状態など社会生活を円滑に営む上での困難のある子ども・若者に対して、多様な関係機関・団体が行う支援を効果的かつ円滑に実施するため、(仮称)彦根市子ども・若者総合支援地域協議会の充実を図ります。		こども若者支援課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域部会を開催し、多種多様な関係機関との連携を図るための支援を検討いたします。
		[2]	職場適応と定着化の促進	学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう若者の割合は、依然高い状況にあることから、相談活動を充実し、就職後の職場定着支援を進めます。		少年センター	・無職少年への積極的なかわり：本人との相談、状況に応じた支援の実施(ハローワーク同行支援、受け入れ事業所との連携等) ・受け入れ事業所の開拓(事業所訪問等) ・中学校・高等学校や各関係機関との連携強化：学校訪問、高等学校との連絡会議
						こども若者支援課	就職後、早期離職のリスクがある生徒に対しては、子ども・若者総合相談窓口が卒業前から関わりが得られるよう、教育機関と連携いたします。
		[3]	小・中学校、高等学校との連携	進路の決まっていない高校中退者などに対して、早期の支援が実施できるよう、中学校、高等学校卒業後、中退後のひきこもりと呼ばれる状態の予防を目的とした小・中学校、高等学校への連携訪問やケース会議等を実施することで、高校から「地域若者サポートステーション」等への円滑な誘導や、子ども・若者総合相談窓口が必要に応じて自宅などへの訪問支援(アウトリーチ)を行うなど、ニート状態になることの未然防止を図ります。		少年センター	・中学校・高等学校や各関係機関との連携強化：学校訪問、高等学校との連絡会議 ・「あすくる」に関わりのある生徒に対する、ケース会議への参加
						こども若者支援課	教育機関や関係機関とケース会議等を実施するとともに、アウトリーチによる支援を実施してまいります。
		[4]	就業などに向けた支援	働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、正規の就業や社会への参画が可能となるよう誘導します。		こども若者支援課	子ども・若者の就労に向けて参加支援事業による就労意欲の向上を図るとともに、サポステや就労移行支援事業所との連携により、就労に向けた取組を行ってまいります。

基本目標Ⅲ すべての子ども・若者が大切にされ、幸せに暮らせるまちづくり

基本 施策	施策の方向	3期の 施策番号	施策	内 容	担当課（順不同）	令和7年度 事業計画
1 児童虐待・ 配偶者に対する暴力などの防止	①児童虐待の 防止と対応	【1】	虐待相談など、多様な相談への対応	児童虐待相談を含む多様な相談に対し、適切な対応を行うため、（仮称）彦根市子ども家庭センター、子育て支援拠点などでの専門職による身近な相談体制の充実を図ります。また、障害のある子どもや保護者が関係する相談では、特に障害福祉分野との連携を進めます。	子ども若者支援課	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に高い専門性が求められていることから、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加すること等により、相談員の資質向上に努める。また、多機関が連携し、それぞれの専門性が発揮されるよう調整を行っていく。 併せて、地域子育て支援施設等（拠点・ひろばなど）や窓口において、保育士等が子育て相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携する。
					障害福祉課	虐待コア会議・虐待進捗会議を市、彦愛犬権利擁護サポートセンター、基幹相談センターステップアップ21とともに開催し、専門的助言を基に効果的な虐待対応を図っていく。
					母子保健課	子どもへの虐待、不適切な養育などの課題を抱える家族に対し、来所や電話、訪問などの機会を通じて、支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携を図りながら、適切な支援に結びつけるよう保健師などの専門職が相談支援を行う。
		【2】	（仮称）彦根市子ども家庭センターによる支援	妊娠期の異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、妊婦が安心して妊娠・出産ができるように妊婦健康診査費用の助成を行います。併せて、産後間もない時期の産婦に対して、産婦健康診査の費用を助成し、産後の母子に対する支援を行います。	子ども若者支援課	妊娠前から子育て期までの相談支援を一層充実させるため、関係機関との情報共有体制を整備し、迅速な支援につなげる。また、支援が継続的に見えるよう、家庭の状況に応じた訪問や見守りを実施し、児童虐待の防止に努める。
					子ども若者支援課	育児不安を抱える保護者に対して、保健師による相談や訪問指導を実施し、関係機関とも連携し、虐待の予防を図ります。
					母子保健課	育児不安を抱える保護者に対して、保健師などの専門職が相談や保健指導を行うとともに、虐待や不適切な養育などの課題についての相談については適切な支援に結びつけるよう支援を行う。
	【3】	相談・支援体制の充実	子どもへの虐待、不適切な養育など課題を抱える家庭への訪問を含めた相談を行い、適切な支援に結びつけるため、地域や関係機関・関係者による（仮称）彦根市子ども・若者総合支援地域協議会を中心とした連携の充実を図ります。また、育児不安を抱える保護者に対して、保健師などの専門職による相談や訪問指導を行うことにより、虐待予防に努めます。	子ども若者支援課	育児不安を抱える保護者に対して、保健師による相談や訪問指導を実施し、関係機関とも連携し、虐待の予防を図ります。	
				母子保健課	育児不安を抱える保護者に対して、保健師などの専門職が相談や保健指導を行うとともに、虐待や不適切な養育などの課題についての相談については適切な支援に結びつけるよう支援を行う。	
	②配偶者に対する暴力の防止と対応	【1】	相談・支援体制の充実	DVについて、相談ができる窓口を設置するとともに、国・県をはじめ専門的な相談援助機関等との連携を強化し、被害者の回復に向けた対策に取り組みます。 併せて市内の相談窓口および相談員同士の連携を図り、多様な支援機関のネットワーク化を図ります。特に、DV被害者が早期に相談できるよう、滋賀県配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関との連携を密にします。	子ども若者支援課	本市および全国的にも相談受付件数は増加傾向であり、ケースの複雑化・多様化が進んでいる。被害者のさまざまなニーズに応じた適切な対応を行うため、市町の相談員等が参加する研修会や会議を通じて、被害者支援に関する情報を共有し、助言を受けるなど、より専門的な知識と技術を向上させ、支援の質を高めていく。 ・女性相談支援員の雇用 1人
					【2】	市民への啓発
【1】	非行防止活動の充実	少年センターを中心に、地域、学校、警察など関係機関が一体となって地域合同補導、街頭補導などの補導活動、電話相談などの相談活動、街頭啓発、非行防止教室などの啓発活動を行い、非行に走る青少年に初期の段階で必要な注意、助言、指導などを行うことにより、青少年の健全育成・非行防止を推進します。	少年センター	(1)街頭補導活動①合同街頭補導②地区別街頭補導③彦根市の催事および夜間におけるパトロール (2)啓発活動①園児および小・中学生児童生徒向けの非行防止教室		
			学校支援・人権・いじめ対策課	児童生徒の健全育成・非行防止に向け、学校と連携しながら、必要に応じて初期段階から適切に指導していけるよう努める。また、少年センターや学校とも協力しながら、卒業式等のタイミングでの街頭補導に協力する。		

2 青少年の 非行防止	①青少年の非行防止	[2]	立ち直り支援活動の充実	非行に走る可能性のある青少年や、非行や罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援するため、青少年立ち直り支援センター「あすくる彦根」において、個別指導で就職・就学などの支援を実施するとともに、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。	少年センター	・「あすくる彦根」においてアセスメントを基に個別に5つの支援（生活改善支援・就学支援・就労支援・自分探し支援・家庭支援）を実施 ・関係機関との連携
		[3]	地域ぐるみの見守り	青少年のいる家庭や地域に対して、社会的背景、青少年の意識や行動などを踏まえて見守ることができるよう啓発します。 また、事業所などと連携して、「青少年健全育成に協力する店」のステッカーの掲示依頼や見守り活動などに取り組みます。	こども若者支援課	次の時代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議ならびに各学区(地区)青少年育成協議会が中心になって、啓発活動や研修事業等を実施予定。「あいさつ運動」は毎月1日実施予定。協力団体の参加呼びかけを行う。 彦根市青少年健全育成フォーラムの開催予定。
	②有害環境や遊技場などへの対策	[1]	携帯端末などへの対策	携帯端末などの使用についての教育を行い、有害サイトやアプリなどの危険性の周知に努めます。さらにSNSなどによる中傷、いじめなどの行為の防止・対応を図ります。	少年センター 学校支援・人権・いじめ対策課	滋賀県警彦根署との連携によるネット犯罪防止教室 国や警察からの啓発通知等をもとに、学校への指導・注意喚起を行うとともに、ネットモラルやSNSの使い方等に関する出前授業やオンライン教室に関する情報を集め、各校に周知していくことで、各校における指導の充実を図る。
		[2]	遊技場などへの対策	学校や地域、関係機関と連携し、カラオケルーム・ゲームセンターなどを対象として、非行防止を図るためのパトロールや指導および店舗への啓発に努めます。	少年センター	(1)街頭補導活動①合同街頭補導②地区別街頭補導③彦根市の催事および夜間におけるパトロール (2)環境浄化活動①立入調査による店舗への啓発
		[3]	有害図書などの販売についての自主規制	市内の書店、コンビニエンスストアなどに対し、有害図書を子どもに「見せない、買わせない、触れさせない」ことを目的に協力を要請します。	少年センター	書店・コンビニ等図書取扱店への立入調査、調査時に青少年健全育成の協力依頼
	①障害のある子ども・若者などへの支援	[1]	障害のある人や 障害への理解を深める教育の推進	障害のある人や障害への理解を深めるために、学校などにおいて障害福祉の教育が実施・促進されるよう、講師の選定ができる障害者団体などに関する情報や体験ができる障害福祉事業所の情報の提供、車いすの貸出しなどを行います。	障害福祉課	障害のある人に関する正しい知識を普及することを目的に、障害理解を深めるための講演会（彦愛犬1市4町による共同事業）を実施する。
		[2]	相談・支援体制の充実	障害のある子ども・若者、その家族の相談は、障害の内容によっては、重層的で多岐にわたることもあるため、専門職による相談に加え、関係機関と連携するなど、相談・支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	福祉包括化推進員が連携し、複雑化・複合化した困りごとのある相談者への支援に努める。
		[3]	発達障害のある子ども・若者への支援	発達障害のある子ども・若者、その家族に対して、早期に医療、保健、福祉、教育および労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行います。	発達支援センター	相談・療育事業等を継続的に実施し、関係機関との連携を迅速かつ密に行う。
		[4]	障害のある子ども・若者の社会参加への支援	障害のある子ども・若者が、社会に参加し、いきいきと暮らせるよう、様々な就労や社会参加のための支援、日中活動の場の提供、コミュニケーション支援、外出のための移動支援や相談支援などのサービスを提供します。	障害福祉課	手話通訳者等の派遣、手話奉仕員の養成、コミュニケーション支援の体制整備、移動支援サービス、自動車燃料費・タクシー運賃の助成などの制度を通して社会参加を支援します。
		[5]	特別支援教育の推進	将来の自立した生活と社会参加の実現には、障害の種別や程度に応じた適切で一貫した教育を受けられることが重要であることから、相談支援を充実させ、進路などに関して学校・関係機関などの連携を強化します。	学校教育課	個別最適な支援の充実のために、通常の学級・特別支援学級在籍児童生徒のそれぞれを対象にした巡回相談を実施します。専門員や学識経験者が学校を訪問し相談支援を行い、学校・関係機関が適切に連携が図れるようにする。

特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

②障害のある子どもへの発達支援	[1]	早期療育の推進	障害のある子どもに対するサービスの充実と、保護者の障害に対する理解を深められるような相談・支援体制を充実させます。	発達支援センター	相談・療育事業等を継続的に実施し、保護者との信頼関係をより築ける支援体制等にする。
	[2]	障害児保育・特別支援教育の推進（就学前）	障害のある子どもの保育を充実するために、保育士の適正配置に努め保育環境の充実を図ります。また、専門機関との連携を強化し、保育者の資質向上を図ります。	幼児課	<ul style="list-style-type: none"> 保育者向けの研修の開催。（発達センターと発達障害の基礎研修会を共同開催・個別の指導計画作成研修会開催） 彦根市障害児保育処遇委員会の計画的な開催で重度障害児への速やかな配置を行う。 専門機関と連携を取り、配置基準に基づいた配置を行う。
	[3]	成長に応じた支援の持続的提供	精神発達相談、子育て教室などの相談体制の充実を図るとともに、専門的な支援ができる職員の確保に努めます。また、関係機関が連携してサービスの調整を行い、成長に応じた生活支援などの持続的な提供を進めます。	発達支援センター	相手のニーズを丁寧に聞き、確認を行い、専門的なアドバイスの提供を行う等、相談業務等を継続的に実施する。また、途切れない支援等のために関係機関との連携を強化する。
	[4]	放課後や余暇活動の充実	障害のある子どもの学校休暇中や放課後における生活や活動の場を提供する、放課後等デイサービスや日中一時支援事業など各種サービスの充実を努めます。	障害福祉課	デイサービス、日中一時支援(障害福祉サービス事業所へ委託)利用で障害児の社会参加を図る。 各小中学校と盲学校、聾話学校、甲良養護学校に案内を配布し、必要な人が利用できるよう周知を図る。
③外国にルーツをもつ子ども・若者、その家庭への支援	[1]	子育て支援情報の取得支援	「広報紙」や「子育てガイドブック」の翻訳、各相談窓口などでの相談において必要な場合は通訳を派遣するなど、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人住民が子育てに関する情報などを取得できるよう、支援をします。	人権政策課	ポルトガル語2人・英語1人・中国語1人(週2.5日)・ベトナム語1人(週3日)の通訳者を配置し、通訳・翻訳に対応するほか、「ひこね外国人相談センター」を2カ所に開設し、AI多言語通訳サービス「KOTOBAL(コトバル)」を導入し、言語コミュニケーションを支援します。
	[2]	母語教室の開催	母国語を体系的に学び、外国人住民親子のコミュニケーションがとれるようになること、外国人児童・生徒自らのアイデンティティを確立させ、学習や生活に意欲をもつことができるよう支援します。	人権政策課	令和4年度から引き続き、ポルトガル語の母語教室(全12回)を国際交流サロンで実施する。母語を学習し、家族間での円滑なコミュニケーションにつなげるとともに、自分のルーツを前向きに捉えられるようにする。
	[3]	外国人児童生徒への就学支援	就学年齢期の外国人の就学を促進し、必要に応じて母語がわかる外国人児童生徒支援員を学校に派遣し、児童生徒や保護者への支援を進めます。	学校支援・人権・いじめ対策課	3名の母語支援員(ポルトガル語2名、タガログ語1名)を小中学校に派遣し、母語による支援の充実を図る。(中国語、スペイン語、ベトナム語については、県の派遣による支援)
④ヤングケアラーへの支援	[1]	ヤングケアラーの支援	当事者である子ども・若者からの相談に適切に対応できるよう、関係機関や地域へ啓発を行います。また、子ども・若者がケアを行っている家族や事象に対する支援を包括的に提供できるよう関係機関との連携を密にします。	子ども若者支援課	ヤングケアラーをはじめ、ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「子ども若者総合相談窓口」を設置します。
	[1]	子ども・若者を取り巻く貧困問題への対応	国の大綱に基づき、経済的困難を抱える家庭への支援やひとり親家庭への支援を図るとともに、貧困が世代を超えて継承されることがないよう、自立の前提となる子どもの学びを支援します。	社会福祉課	生活困窮者自立支援法に基づく各事業(自立相談支援事業・住居確保給付金事業等)を実施し、ひとり親家庭を含めた経済的困難を抱える家庭を支援します。 また、貧困の連鎖を断ち切るため、同事業の1つである「子どもの学習・生活支援事業」を実施し、子どもの学びを支援します。
				子ども若者支援課	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援や食事の提供、地域の大人と触れ合う機会をつくり、「子どもの居場所」を通して子ども自身の「生きる力」に働きかけ、生活の向上を図る。

①子どもの貧困問題への対応	[2]	学習支援	生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、福祉事務所や家庭でのマンツーマン学習や通信添削を基本とした、一人ひとりの学力に合った学習支援を実施します。	社会福祉課	生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」として、支援員による個別指導を基本とする学習支援を実施します。 一人ひとりの学力に応じたオリジナル教材の作成、自宅を訪問しての個別指導等丁寧な支援を行います。	
	[3]	学校を窓口とした関係機関との連携	児童生徒の家庭環境などを踏まえた、支援体制の充実を図ります。特に学校を窓口として、学校生活の中で子どもの様子に気づき、貧困の問題解決に向け、学校、教育委員会、福祉関係機関に加えて地域の支援活動団体などが連携し、リユース品による就学支援など総合的な子どもの貧困対策を展開します。	学校支援・人権・いじめ対策課	児童生徒の家庭環境を踏まえ、学校生活での様子に留意し、気づいた課題を適切に福祉等関係機関と共有し、子どもの支援体制を強化する。	
				こども若者支援課	学校や関係機関との連携体制を強化するため、定期的な情報共有やケース会議を実施し、支援の必要な家庭を早期に把握する。また、地域の支援団体と連携し、リユース品提供などの支援活動を効果的に実施できるよう調整を行う。	
	[4]	身近な地域での声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代交流サロンを通じて声かけを行い、生活困窮世帯等の孤立を防ぎます。	社会福祉課	社会福祉協議会と連携・協力して、既存の見守り合い活動や各種サロン活動については対象の拡大や活動の活性化に向けた支援を行うほか、そうした活動がない地域については、新たな活動の立上げ支援等を行い、生活困窮世帯等の孤立を防ぎます。	
こども若者支援課				地域の社会資源を把握し、地域内での交流の場や多様な居場所に関する情報を発信する。また、地域や事業所などが持つさまざまな強みを活かしながら、子どもたちを取り巻く背景や環境、個別の課題に応じた居場所づくりを展開することで、地域での孤立を防ぐ。		
4 子育てや教育に関する経済	②ひとり親家庭への支援	[1]	ひとり親家庭への相談・福祉資金貸付の相談や家事・育児支援による家庭への支援	ひとり親家庭の相談については、母子・父子自立支援員などの専門の相談員が対応します。その中で経済的に困窮している際には、福祉資金貸付などの情報提供を行うとともに、貸付の相談に応じます。また、相談支援を行う中で、必要に応じて関係機関と連携して支援を行い、世帯の生活の安定と向上をめざします。	こども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立を助長するため母子・父子自立支援員を、また就労を支援するためプログラム策定員を設置する。 ・ひとり親家庭の親を就労支援のための主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業を行う。 ・1年以上の修業を要する資格取得の養成学校を受講するひとり親家庭の親に対し、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金等事業を行う。 ・ひとり親家庭を支援し安心した生活ができるよう、母子・父子自立支援員を設置し、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談・受付業務を行う。
		[2]	ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の親からの就労相談等により、個々の状況やニーズ等に応じた自立支援プログラムを策定するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を行いながら、必要な助言や情報提供を行うことで継続的な支援を実施します。また、資格取得が有効であるひとり親家庭の親が指定の教育訓練講座を修了した場合に自立支援教育訓練補助金の助成を行います。さらに仕事または育児と修業の両立が困難である方に対して、資格取得をめざして修業する期間の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども若者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立を助長するため母子・父子自立支援員を、また就労を支援するためプログラム策定員を設置する。 ・ひとり親家庭の親を就労支援のための主体的な能力開発を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業を行う。 ・資格取得のために、6月以上の修業を要する養成機関を受講するひとり親家庭の親に対し、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金等事業を行う。
		[3]	ひとり親家庭の子どもが過ごせる居場所づくり	ひとり親家庭の子どもが学習支援や食事の提供を通じて社会的な経験が得られるような居場所を提供します。	こども若者支援課	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援や食事の提供、地域の大人と触れ合う機会をつくり、「子どもの居場所」を通して子ども自身の「生きる力」に働きかけ、生活の向上を図る。
		[4]	養育費に関する債務名義取得費用の補助	ひとり親家庭の生活の安定およびひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長を目的として、養育費に関する公正証書等の債務名義取得を勧めるとともに、その費用の補助を行います。	こども若者支援課	養育費の公正証書等作成等の債務名義取得に対する申立てに必要な経費に対して補助金を交付することで、養育費の確保の促進を図る。

的負担の軽減	③子育ての経済的負担への支援	[1]	妊婦や子育て世帯への経済的支援	妊婦や子育て世帯に対して、子育てに関する情報提供や身近で相談に応じる伴走型相談支援と併せて給付金による経済的支援を一体的に実施します。	母子保健課	母子健康手帳交付時と新生児訪問時に保健師・助産師の面談を通じて、妊婦のための支援給付に関する案内を行う。また、流産、死産、人工妊娠中絶等を経験された方へ、別室で助産師・保健師による面談を通して、必要時応じてピアサポートグループ等へ案内を実施する。
		[2]	就学に向けた経済的支援	子どもが経済的理由で希望する教育が受けられないことがないよう、就学に要する諸経費などの援助を行います。	社会福祉課	生活保護世帯の子どもについて、生活保護制度に則り、就学に要する諸経費などの支給を行います。
					学校教育課	学校教育法第19条の規程に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な経費の負担軽減を目的として、給付による援助を実施する。
		[3]	医療費の負担軽減	18歳の年度末を迎えるまでの子どもを通院および入院医療費助成の対象とし、自己負担金について撤廃することで、医療費の負担軽減に努めます。	保険年金課	令和6年度より、出生から18歳の年度末を迎えるまでの子どもを対象に健康保険適用範囲内の通院および入院にかかる医療費の完全無償化を実現したことから、今後は制度の安定した運営を図る。
		[4]	市独自の奨学金の給付	「彦根市奨学金給付事業基金」を活用し、学業成績および人物評価が優秀であり、かつ経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、奨学金を給付し、有能な人材の育成を図ります。	学校教育課	「彦根市奨学金給付事業基金」を活用し、学業成績および人物評価が優秀であり、かつ経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、奨学金を給付し、有能な人材の育成を図る。
		[5]	就学援助支援の充実	就学援助制度や特別支援教育就学奨励費制度の周知・徹底を図り、必要とする家庭の支援を図ります。	学校教育課	ホームページや広報ひこねによる周知のほか、保護者配信システムを利用して、直接的に保護者へ制度を案内する。また、これから小学校へ入学する児童の保護者に対して、就学時健康診断や入学説明会の機会に制度を案内する。
	[6]	学校給食費の負担軽減	学校給食費食材価格高騰対策事業により食材価格の値上がり分を一部公費負担することで、保護者負担の軽減を図ります。	学校給食センター	保護者が負担する学校給食費では対応できない食材価格の上昇分について、公費で一部を負担し、保護者負担の軽減を図る。	
5 いじめや不登校等への対応	①いじめなど問題行動への対応	[1]	支援が必要な児童生徒への対応	様々な学校不適応問題に対応するため、家庭・関係機関との連携のもとに各学校のきめ細かな教育相談事業の充実を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課	文部科学省の「学校問題解決のための支援体制構築に向けたモデル事業」に参画し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図り、個々の教育的ニーズに対して、必要に応じてきめ細かに対応できる体制を整える。
		[2]	いじめなど問題行動の防止	いじめなど問題行動の未然防止・早期発見・適切対応を行います。	学校支援・人権・いじめ対策課 こども若者支援課	安全安心な学校風土の醸成に努め、子どもが満たされ、いじめを含む問題行動が起こらない集団づくりに努めるとともに、法の定義に基づく積極的ないじめの認知により、法律に則った対応が進められるよう啓発を行う。また、中学校生徒会交流会での「虹のかけ橋プロジェクト」の活動により、生徒主体のいじめ防止対策の取組の推進に努める。 虐待の早期発見と早期相談・通告によりいち早く適切な支援につなげるため、学校や地域と虐待が疑われるサインや虐待通告の必要性の共通理解を持つことが必要である。そのため、機会あるごとに啓発を進めていく必要があることから、関係機関だけではなく、地域住民向けの出前講座にも取り組む。

6 子どもの権利を保障する取組の推進	②不登校への支援	[3]	教職員の資質や専門性の向上	学校におけるいじめ等により不安定な児童生徒に適切に対応できるよう、教職員の情報交換の場づくりや研修の充実に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課	希望者が参加できる自主参加型のオンライン研修を実施することで、指導方法や事案対応についてのスキルアップを図る。
		[1]	課題の早期発見対応	不登校の兆候に対して適切に対応できるよう、学校における支援体制と、家庭や地域、関係機関との協力体制を確立します。また、学校生活などについて児童生徒が相談しやすい環境を整備し、相談・支援体制の充実を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課 こども若者支援課	困ったときに相談しやすい関係づくりに努めるとともに、学校におけるアンケートや教育相談の実施方法についても工夫し、子どもがSOSを出しやすい環境づくりに努める。 不登校について保護者等からの相談に応じることで、不登校の原因が虐待によるものや家庭に対して特別な支援が必要な場合は、関係機関と連携して対応を行う。
		[2]	不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、校内では校内教育支援教室やオンライン授業、また校外ではフリースクール等民間施設や関係機関と連携し、個々の状況に応じて適切に支援します。また「彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助事業」により、フリースクール等民間施設の利用に要する費用の一部を補助します。	学校支援・人権・いじめ対策課	不登校児童生徒への個に応じた支援を行えるよう、校内教育支援教室の充実や、関係機関とのさらなる連携に取り組む。「彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助事業」により保護者の経済的負担軽減を図る。
	①子どもの社会参画や意見表明の機会の充実	[1]	子ども・若者の視点に立った情報提供の充実	市の施策や取組に関する情報について、子ども・若者が受け取りやすいよう情報発信の方法や内容を充実します。また、意見聴取の結果についても発信します。	こども若者支援課	子ども・若者が市の施策や取組を理解しやすいよう、ホームページや広報誌などで分かりやすい表現やデザインによる情報発信を行う。また、昨年度実施したアンケート等で得られた意見や結果についても、内容を工夫し、ホームページ等で公開する。
		[2]	様々な分野で子ども・若者が意見表明できる機会の充実	子ども・若者が様々な方法で自主的に意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。	こども若者支援課	子ども・若者が自分の意見を伝えやすくなるための仕組みづくりに向けて、他自治体や関係機関の事例調査や情報収集を行い、今後の具体的な取組方法を検討する。
		[3]	地域貢献活動の推進	子どもたちが地域の行事に積極的に参加するよう呼びかけます。さらに、中学校では、「中学生地域貢献プロジェクト」として、学校が地域の各自治体と連携を図り、中学生が地域の方々といながら活動し、地域に貢献する取組を推進します。	学校教育課	校内行事や部活動等の計画を地域と調整し、生徒が地域の活動に参加できる体制を整え、取組を推進する。
	②すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取組の推進	[1]	人権教育の推進	子どもたちが将来、人権尊重の実践的態度を備えた市民として十分な役割を果たせるように、人権教育を推進します。	学校支援・人権・いじめ対策課	人権教育にかかる各種研修会および講座等への積極的な参加を促すと共に、校内人権教育研修会の深化充実に取り組み、教職員の人権感覚の高揚と知識理解を深める。また、人権教育ならびに生徒指導にかかる学校訪問を行い、教職員の指導力、実践力および資質の向上に取り組む。
		[2]	男女共同参画の啓発	男女共同参画の理念を浸透させるため、「広報ひこね」や市ホームページなどあらゆる情報媒体を通じた情報提供を行います。また、ワーク・ライフ・バランスやまちづくり、ハラスメント、防災などを切り口に、性別役割分担意識の払拭をアピールするなど若者にも啓発を行います。	企画課	男女共同参画週間に合わせ、広報ひこねや市ホームページで啓発するとともに、市役所1階でパネル展示を実施します。また、地域推進員による出前講座に加え、今年度は大学生向けの講座や大学生と企業が共に学べる場も設けます。
		[3]	子ども・若者の権利についての啓発	こども基本法やこどもの権利条約に関する理解促進を図るため、「広報ひこね」をはじめ各種広報媒体、広報機会を通じて多様な啓発活動を推進します。	人権政策課 こども若者支援課	全国一斉「子どもの人権110番」強化週間についての記事を広報ひこね8月号に掲載し、市民に広く啓発・周知していく。人権連続講座（全4講）のうち第2講のテーマに「子どもの人権」を設定する。自治会が自主的に開催する「人権のまちづくり懇談会」において「子どもの人権」をテーマとして取り上げてもらえるよう呼びかけを行っていく。 こども基本法やこどもの権利条約の内容を広く知ってもらうため、「広報ひこね」や市ホームページなどで周知を行うとともに、関係機関と連携して啓発の機会を設け、子どもの権利への理解促進を図る。

基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を応援するまちづくり

基本 施策	施策の方向	3期の 施策番号	施 策	内 容	担当課（順不同）	令和7年度 事業計画
①子ども・若者支援のネットワークづくり		[1]	青少年の健全育成に関わるネットワークの充実	青少年育成市民会議や各学区(地区)青少年育成協議会が、関係機関・団体・地域住民との連携を図り、青少年の健全育成に関わるネットワークを充実させます。	こども若者支援課	①次の時代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議ならびに各学区(地区)青少年育成協議会が中心になって、啓発活動等を実施予定。「あいさつ運動」は協力団体に参加呼びかけを行い、実施する予定。 ②彦根市青少年健全育成フォーラム開催予定。
		[2]	地域協議会によるネットワーク体制の構築	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図り、彦根市内の関係機関がもつ知識や技能を活かした支援ネットワークとして(仮称)彦根市子ども・若者総合支援地域協議会の充実を図ります。	こども若者支援課	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を2回実施。
		[3]	福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	妊娠期の異常の早期発見に努め、適切な指導を行うことにより、妊婦が安心して妊娠・出産ができるように妊婦健康診査費用の助成を行います。併せて、産後間もない時期の産婦に対して、産婦健康診査の費用を助成し、産後の母子に対する支援を行います。	こども若者支援課 学校支援・人権・いじめ対策課	こども家庭センターと学校で支援が必要とされる児童生徒に関する情報を共有し、家庭訪問や相談対応などを通じて継続的な支援につなげる。また、学校との定期的な意見交換を行い、子どもを取り巻く課題の早期把握と適切な支援体制の構築を進める。 3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、日々の学校における環境調整の役割に加え、要対協の会議やケース会議にに参画することにより、福祉部門とも連携を強化していく。
	②家庭と子ども・若者を応援する地域づくり	[1]	身近な地域での声かけの促進	健やかな子ども・若者の育成を地域全体で支援するという視点から、主任児童委員と民生委員・児童委員の活動を支援し、身近な地域でのあいさつや声かけなどを促進します。	社会福祉課	民生委員児童委員協議会連合会と協力し、研修や情報発信等を実施することで、主任児童委員や民生委員・児童委員が活動しやすくなるような環境づくりを行います。また、親子ひろば等、身近な地域での細やかな見守り活動を促進します。
		[2]	家庭の孤立化防止への支援	子ども・若者、子育て家庭の孤立化を防止するため、主任児童委員や民生委員・児童委員など地域の関係団体等と連携を密にして個別訪問や相談支援、子ども・若者支援活動を実施します。	こども若者支援課 母子保健課	地域で子育て家庭を支えるため、民生委員・児童委員など地域の関係者と連携しながら、支援が必要な家庭への相談対応や情報共有を行う。また、関係機関と連携して、家庭が地域とつながりやすい環境づくりを進める。 子育て支援に関わる地域の関係団体の活動内容の把握や情報共有を行い、子育て世帯への相談支援において連携を図れるようにする。
		ともに関わり、支えるまちづくり	[1]		ファミリー・サポート・センターや赤ちゃんの駅(おむつ交換や授乳ができる場所)など子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく仕組みづくりを通して、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう気運を盛り上げます。また、子ども・若者のこころの健康の維持・増進に努め、自殺予防などに取り組みます。	こども若者支援課 障害福祉課 母子保健課

1 子ども・若者を応援する体制の整備・充実

③みんなで子ども・若者を育てるまちづくり

【2】	各種団体への支援、連携	青少年育成市民会議や社会教育団体など、子ども・若者支援に関わる団体に対して、活動への支援および連携に努めます。	こども若者支援課	①各学区（地区）青少年育成協議会において、小中学生をはじめとした青少年の地域活動を推進する。青少年育成市民会議において、居場所づくりや豊かな心をはぐくむ家庭づくりの推進として、絵画・ポスターおよび作文を募集し、表彰・展示を行う予定。 ②青少年育成市民会議において、毎月月初めに行っているあいさつ運動を実施予定。 ③「青少年健全育成フォーラム」を開催予定。	
			生涯学習課	社会教育関係団体等の求めに応じ、活動への支援および連携を行うことで、地域の教育力を高める一助となるように努める。	
	【3】	各種サークル活動などへの支援	子育てサークルや自発的な交流・学習活動などを行う組織が活動を展開できるよう、地域資源を活用しながらニーズに合った支援体制の充実を図ります。また、これらの活動が広く地域に広がり、安定的な活動が継続するよう支援に努めます。	まちづくり推進課	令和7年度は、美しいひこね創造事業による助成を活用し、子育てサークルや地域交流・学習活動、環境美化活動などの市民活動団体の取組を支援するとともに、事業終了後を見据えた移行支援として、令和8年度以降に向けて新たな市民活動支援制度の検討を進める。
				こども若者支援課	サークルや団体による子育てに関する活動を、市ホームページや子育てガイドブック等で掲載・紹介し、広く地域に活動を周知する。
	【4】	家庭づくりの推進	毎月第3日曜日の「家庭の日」を「家族ふれあいサンデー」と位置づけ、親子がともに過ごせる時間を確保し、対話やふれあいの中で、家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会をできるだけ多くもてるよう啓発します。	こども若者支援課	「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」に関する作文や絵画・ポスターの募集及び応募作品の作品展の開催を通して、啓発を図る予定。 「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」に関する作文や絵画・ポスターの募集及び応募作品の作品展の開催を通して、啓発を図る予定。
	【5】	ボランティアの充実	地域ボランティアの担い手を参加啓発しながら、自らの経験を活かして子育て支援に関するサポートができる人材を育成し、「地域の子ども・若者は地域全体で育てる」という市民協働による子育て支援に努めます。	こども若者支援課	ひろばや地域で、親子の見守りやサポートができるボランティア(子育てサポーター)を養成・育成します。 養成講座を開催して新たな人材を募集し、年に2回の研修を開くことで子育てサポーターのスキルアップに努めます。 また、令和7年度はさくらひろばの開催日を増やし、子育てサポーターが活躍できる機会を広げます。
【6】	地域との連携における育ちの機会の提供	青少年育成市民会議が推進している「あいさつ運動」や地域行事を通して、青少年の人間性や社会性を育む様々な機会を提供します。	こども若者支援課	次の時代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年育成市民会議ならびに各学区(地区)青少年育成協議会が中心になって、啓発活動等の実施予定。その一環として、協力団体の参加呼びかけを行い「あいさつ運動」を展開し、地域ぐるみの連携による青少年の育成に努めたい。	
【1】	身近な場所での相談体制の充実	未就園児とその保護者を対象とした広場（園庭開放）を保育所・こども園で実施し、一番気軽に身近な相談窓口として、子育てに関する悩みや子どもへの声の掛け方、子どもとの関わり方などの助言を行います。	幼児課	各保育所・こども園等において、年数回実施（園によって回数は違う）未就園児の遊びの場・保護者同士の交流の場の提供を行う。	
			こども若者支援課	地域子育て支援施設等（拠点・ひろばなど）や窓口において、保育士等が子育て相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携する。	
	【2】	地域での子育て支援	子育てに関する不安への対応を強化するため、関係機関や地域との連携を進めます。また、子育て世帯を地域全体で支えるため、民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、地域住民やボランティア団体との関係構築を図ります。	こども若者支援課	こども家庭センターひこまるを身近な相談機関として活用してもらえよう、HP・広報での周知を行うほか、他の相談機関との連携を密にすることで子育てに不安がある人に紹介いただける体制を構築する
【3】	相談・支援体制の充実	相談を適切な支援に結びつけるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	こども若者支援課	子育て相談だけに終わらず、経済問題、夫婦問題等、子どもに与える影響の大きな家庭問題を抱える世帯が増えており、様々な方法で家庭支援を行う必要があるケースが増えている。 対応として、外部で開催される研修に積極的に参加するほか、職員を講師とした内部研修の充実により職員のスキルアップを図る	
			学校支援・人権・いじめ対策課	市内小中学校において、スクールソーシャルワーカーによる職員研修等を行うことにより、必要とする児童生徒や保護者が適切な相談・支援へ繋がれるよう研鑽を積む。	

④相談体制の整備・充実	[4]	教育・子育て関連施設等による早期発見・早期対応	地域子育て支援施設（拠点・ひろばなど）や保育所・幼稚園・こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、（仮称）彦根市こども家庭センターなど、あらゆる子どもに関わる場所における保護者からの相談や子どもの様子を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要に応じてアドバイスを行うとともに、関係機関による包括的な支援を行います。	こども若者支援課	地域子育て支援施設において、子どもや家庭の課題に応じた対応や子育て講座の開催等を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。また、こども家庭センターにおいては、相談や情報の把握に努め、家庭訪問や面談などで支援を行い、関係機関と協力しながら子どもや家庭が安心して過ごせるよう支える。
				幼児課	園庭開放・ひろばにおいて、地域の子育て世代の交流の場を提供し、子どもの成長や保護者の悩みなどに早期に気付ける機会としている。
				学校支援・人権・いじめ対策課	専門家活用事業を充実させ、必要に応じて適切にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家に繋げることのできる体制を整える。
				生涯学習課	児童や保護者が抱える個別的な背景が多様化していることから、日々の放課後児童クラブでの育成支援において、個々の課題等を見逃さないように適切な見守りを行う。また、保護者に寄り添い、必要に応じて関係期間と連携しながら対応していく。
	[5]	地域との連携による早期発見	自治会長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設などの地域による支え合いの形をつくります。また、社会福祉協議会と協力し、地域での見守り合い活動や多世代交流サロンを通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、関係機関による包括的な支援を行います。	社会福祉課	地域の防災訓練等を通じて地域の繋がり・支え合いの必要性について啓発します。また、社会福祉協議会と連携・協力し、関係団体への助成等を行うことで、多方面からの支援を行います。
⑤市民人の周知・啓発	[1]	図書館での啓発	子どもの貧困の現状や関係機関の取組などについて、関連図書を通して多くの利用者に知ってもらうための啓発を行います。	図書館	他課の取組みと連携しながら、館内展示による関連図書の紹介・貸出を行う。また、関連図書の資料の収集・提供に努める。
	[2]	子どもの貧困対策の情報収集と提供	各機関が実施する子どもの貧困対策に関する情報を収集し、一元化した上で、彦根市ホームページ、ガイドブックなどで情報提供します。	こども若者支援課	子ども・若者支援関係団体の情報をまとめ、彦根市子ども・若者支援ガイドブック更新のための照会を行う。
2	[1]	防犯対策の強化・充実	子ども・若者を犯罪から守る地域の自主防犯体制の強化を図るとともに、スクールガードをはじめ、地域の見守りボランティアと連携をとりながら、子どもの生命を交通事故や不審者から守る取組を進めます。また、「子ども110番の家」が増えるよう、地域の協力を求めるとともに、協力市民や事業所に対して、いざというときの対処方法の指導などを行います。	まちづくり推進課	警察や教育委員会と連携しながら、自主防犯団体や見守りボランティアを支援し、防犯パトロールや青色防犯パトロール車の活動を通じて街頭犯罪の抑止を図る。また、スクールガードやPTA等と協力して登下校時の見守りや防犯教室を行い、不審者対応等に関する啓発を進める。さらに、地域安全ニュースの発行や防犯資料の提供を通じて防犯意識を高め、「子ども110番の家」など地域ぐるみの協力体制との連携を深める。
				学校教育課	スクールガードをはじめ、地域の見守りボランティアと連携をとりながら、子どもの生命を交通事故や不審者から守る取組を進める。
	[2]	子ども・家庭への防災意識の喚起、防災教育・防災訓練の実施	小・中学校において、学校・家庭・地域・関係機関との連携のもと、正しい防災知識、防災意識、自助・共助・公助の防災精神の取得をめざした教育と避難行動訓練を実施します。	こども若者支援課	各学区の青少年健全育成協議会においては、学校に向いて研修会や説明会を行い、各種行事の場においても、資料を配布し、設置協力を呼びかける活動を予定。また、緊急時における適切な対応についても学ぶ機会を設け、地域全体で子どもの安全を守る体制づくりに努める予定。
				学校教育課	各小中学校において、正しい防災知識、防災意識、自助・共助・公助の防災精神の取得をめざした教育と年間3回以上の避難行動訓練を実施する。

子ども・若者育成のための環境づくり	①安全・安心な地域づくり	[3]	交通安全対策の充実	「彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が登下校する通学路、未就学児が日常的に集団で移動する経路における子どもたちの安全を確保するため、学校や保育所・幼稚園・こども園関係者、警察、道路管理者、スクールガードやおみ通学路交通アドバイザーなど地域とも連携し、危険箇所の点検を行い、道路の改修やルートの変更、啓発・見守りなどによる安全対策を図ります。	学校教育課	「彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づき、児童生徒が登下校する通学路における子どもたちの安全を確保するため、学校や警察、道路管理者、スクールガードなど地域とも連携し、危険箇所の点検を行い、道路の改修やルートの変更、啓発・見守りなどによる安全対策を図る。			
					幼児課	未就学児が日常的に集団で移動する経路における安全点検を実施し、関係機関を連携を検証する園外保育等における交通安全についての研修会を実施 対象：保育施設職員・キッズガード			
					道路河川課	通学路および未就学児集団移動経路として指定されている市道の危険箇所について、工事を実施し、子どもたちの安全を確保する。			
					交通政策課	「彦根市子どもの移動経路交通安全プログラム」に基づき、小中学校および幼稚園から報告のあった危険箇所について、関係機関とともに合同点検を行い、必要に応じて対策を講じます。地域・学校・保護者などの意見をもとに、警察や道路管理者などと連携を図りながら、通学路の点検および対策を実施します。			
	②子どもたちの居場所づくり	[4]	交通安全教室の充実	保育所・幼稚園・こども園や学校において年齢層に応じた交通安全教室を開催します。	交通政策課	未就学児や児童を対象に、警察と協働して横断歩道の渡り方や自転車の乗り方など、年齢に応じた体験学習を実施します。			
					[1]	公園の充実	各地区の公園・広場については、地区住民の意向や要望を聞きながら整備・充実を図ります。また、住民が主体となって管理できるよう連携と協力体制の確立、維持管理に努めます。	都市計画課	各地区の公園・広場については、引き続き、地元住民が主体となって管理できるよう連携すると共に、住民の意向や要望に応えられるよう、施設の維持管理に努めます。
					[2]	子どもセンターの充実	子どもたちが荒神山の豊かな自然の中で活発に遊び、学べるよう、遊具や設備の充実、学習機会の提供に努めます。また、これらによって、異年齢の交流を促し、子どもたちの社会性や創造性を育みます。	こども若者支援課	・令和7年度は、子どもたちが荒神山の豊かな自然の中で活発に遊び、学べるよう、遊具や設備の充実、学習機会の提供に努め、また、これらによって、異年齢の交流を促すことにより、子どもたちの社会性や創造性を育むべく、事業運営を行う。 ・また、令和8年度以降に、荒神山公園との連携により、より一層充実した事業展開ができるよう事業者選定を進める。 ・施設の老朽化により修繕箇所が年々増加しているが、施設適正管理計画により対応予定。
	[3]	子どもの居場所の確保	放課後や休日に、子どもたちが気軽に立ち寄り、交流や学びの場として活用できる居場所を確保するため、企業やNPO等の民間団体と連携し、積極的に働きかけを行います。	こども若者支援課	彦根市社会福祉協議会等と協働しながら、企業やNPO等の民間団体において活用できる居場所の開拓を行う。				
	3 地域における子育て支援の充実	①情報提供体制の充実	[1]	ひこねすくすくアプリによる情報発信	妊産期、出産、子育て期に必要な情報が妊産婦や子育て世帯に届くように情報発信を行います。	母子保健課	母子健康手帳交付時や新生児訪問時、転入手続き時等にひこねすくすくアプリの登録を奨励し、手続きや各種事業の案内、子育てサポート情報等、各時期に必要な情報を配信する。		
			[2]	子育てに関する情報提供体制の充実	子育て情報を収集して一元化し、子育て家庭に情報が届くように周知するとともに、市ホームページ、子育て応援サイト「ひこねっこ!」、子育てガイドブックなどで提供します。利用者からの子育てに関する相談や施設・サービスの紹介、情報提供を行う窓口の質的充実を図り、ニーズに合ったサービスの提供を行います。	こども若者支援課	子育て情報を一元化し、彦根市子育てガイドブック、市ホームページ、アプリ等で情報の提供および周知をするとともに、利用者からの相談に応じた情報を提供する。		
②家庭・地域の子育て力の向上		[1]	絵本の読み聞かせによる親子のふれあい	ボランティアと連携しながら、定期的なおはなし会や、読書につながる児童行事を開催し、乳幼児から読書の楽しさを体験する大切さを保護者や地域の大人が共有する機会を図ります。	図書館	ボランティア団体の協力を得ながら定期的なおはなし会を実施する。また、児童コーナーに設置している「絵本で読み聞かせ・子育ての本」の充実、子育てに関する情報の提供を行う。			
		[2]	地域子育て支援施設等の充実	地域子育て支援施設等（拠点・ひろばなど）において、子育てに関する講座や情報提供、相談、助言を行うなど、子育て家庭の交流と親子のふれあいを促進し、子育て家庭の孤立の防止を図ります。	こども若者支援課	地域子育て支援施設等（拠点・ひろばなど）において、未就学児親子の交流促進、子育てに関する講座や情報提供、多様な相談への対応等を行う。			